

船舶事故調査報告書

平成24年8月23日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成23年8月7日（日） 14時05分ごろ
発生場所	大阪府泉南市樽井漁港沖 泉南市所在の樽井漁港西防波堤灯台から真方位070° 500m付近 （概位 北緯34° 23.1′ 東経135° 15.9′）
事故調査の経過	平成23年12月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート ^{デスベラード} Desperado、1.6トン 260-44538大阪、個人所有 5.36m (Lr) × 2.36m × 1.20m、FRP ガソリン機関2基、236kW（合計）、平成17年7月 最大搭載人員 旅客6人、船員1人計7人
乗組員等に関する情報	船長 男性 40歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成17年6月24日 免許証交付日 平成22年2月1日 （平成27年6月23日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者Aほか3人を乗せ、平成23年8月7日14時00分ごろ泉南市岡田漁港にあるマリーナを出港し、船長が、船体中央部の右舷側にある操縦席で手動操舵に当たり、同乗者Aが船首部左舷側の椅子に、同乗者1人が船首部右舷側の椅子に、同乗者2人が船尾部の長椅子にそれぞれ座り、ウェイクボードを行うために樽井漁港沖に向かった。</p> <p>船長は、14時03分ごろ、岡田漁港の港口付近で速力を約40～50km/h（対地速力、以下同じ。）に増速し、陸岸から約250m沖を陸岸に平行となる針路で南西進中、船首部が波高約20～40cmの波の波頭に当たって船首部に衝撃を受けるようになったが、これまで波頭に当たった衝撃で船首部の席に座った同乗者が負傷するようなことがなかったので、同じ針路及び速力で航行した。</p> <p>本船は、樽井漁港東方400m付近を南西進中、14時05分ごろ、船首部が波頭に当たり、同乗者Aの顔面が船体に当たって負傷した。</p> <p>船長は、同乗者Aが負傷したことに気づき、直ちにマリーナに引き返した。</p>

	同乗者Aは、翌日、病院に行き、口腔内歯肉裂傷等と診断された。	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：波高 約20～40cm、波向 南西、潮汐 上げ潮の末期</p>	
その他の事項	<p>船長は、平成17年に本船を購入し、年間に約10回、本事故発生場所付近を航行していた。</p> <p>本船は、ウォータージェット推進装置を搭載しており、船首約0.15m、船尾約0.80mの喫水であった。</p> <p>船長及び同乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、樽井漁港東方沖を船首部に波高約20～40cmの波を受けて船首部に衝撃がある状態で南西進中、船長が、約40～50km/hの速力で航行したことから、船首部に波を受けた衝撃で同乗者Aの顔面が船体に当たって負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、これまで船首部に波を受けた衝撃で船首部の席に座っていた同乗者が負傷するようなことがなかったことから、約40～50km/hの速力で航行を続けたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、樽井漁港東方沖を船首部に波高約20～40cmの波を受けて船首部に衝撃がある状態で南西進中、船長が、約40～50km/hの速力で航行したため、船首部に波を受けた衝撃で同乗者Aの顔面が船体に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船首に波を受けて衝撃を受けながら航走する場合、衝撃によって船首部にいる乗船者が負傷するおそれがあるので、減速して船首部の衝撃を緩和するか又は乗船者を船尾部の席に移動させること。 	